

○下諏訪町しごと創生拠点施設設置条例

平成30年6月15日

町条例第14号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、町内に本拠地を置いて、起業創業をしようとする者又は町内に本拠地を置いて事業を行う事業主等を支援するため、しごと創生拠点施設（以下「創生拠点」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 創生拠点の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しごと創生拠点施設ホシスメバ	下諏訪町社7001番地

(業務)

第3条 創生拠点において行う業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 起業創業支援及び移住定住に関すること。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。